

令和5年度

包括外部監査結果報告書（概要版）

「新型コロナウイルス感染症、ロシアによる
ウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、
物価高騰への対策として開始された
事業の執行について」

徳島県包括外部監査人

梶野正寛

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

(1) 監査対象

新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された事業の執行について。

(2) 監査対象機関

知事部局

(3) 監査の対象とした期間

令和4年度。ただし、必要な範囲で過年度及び令和5年度も対象とする。

3 監査を実施した期間

令和5年6月10日から令和6年3月26日まで

4 主な監査手続

- (1) 個別事業の関連資料（決裁文書、契約書、完了報告書ほか）の閲覧、分析
- (2) 個別事業の担当課からのヒアリング

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

弁護士 梶野正寛

(2) 包括外部監査人補助者

弁護士 戸田順也
公認会計士 井関勝令

6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

7 監査テーマ選定の理由

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻やその後の円安などに起因する景気悪化や物価高騰へ対応するため、徳島県においても、国からの地方創生臨時交付金を活用するなどして多くの事業が開始された。

将来的にも、新たな感染症の蔓延、災害の発生、世界情勢の変化などに起因して経済環境が悪化した際に同種の施策が実施されることが予想される。

この点、未曾有の事態に対する緊急の対策であったとしても、県が事業を実施するうえで遵守すべきルールに反することは許されない。また、国の地方創生臨時交付金などを財源にするとともに、限られた予算の中でより有効で経済的な施策が立案、実施されなければならない。

そこで、令和2年度以降に、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された経済対策事業について、その合規性、有効性及び経済性の観点から検証することは将来にわたり有益なものと考えられる。

以上の理由から、上記の監査テーマを選定した。

8 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- (2) 各事業が効率的・経済的に実施されているか。
- (3) 各事業の有効性の検証や運用が適切に行われているか。

第2 監査の対象となる事業について

本年度の監査テーマを決定した後、全庁に対し、令和4年度に県が実施した事業のうち、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢、円安、その他令和2年度以降の情勢による景気悪化・物価高騰への対策として開始された事業の照会を行った。

回答のあった事業のうちには経済対策とともに感染対策の双方を目的とするものもあった。また、個人を対象とした事業、事業者を対象とした事業、両者を対象とした事業などが混在したが、監査対象範囲を画するため、知事部局が実施した事業で、事業者を対象とした経済対策を主な目的とする事業に絞ることとした。

また、監査の便宜上、徳島市以外に所在する部局（南部総合県民局、西部総合県民局）が実施した事業は除外した。

その結果、7部局21課が担当する合計45事業（事業一覧表参照）を本年度の監査対象とした。

なお、かかる監査対象の絞り込みをした後、個別の事業に対する監査を実施する中で必ずしも令和2年度以降の情勢への対策を主目的としていないと解される事業も確認されたが、上記照会に対する各課からの回答を尊重し、そのまま監査を実施することとした。

事業一覧表

	事業名	所管部局名	所管課名	令和4年度 決算額(円)
1	徳島プレミアム生活衛生クーポン2022	危機管理環境部 消費者くらし安全局	安全衛生課	306,382,000
2	私立学校電気料金高騰対策緊急支援事業	経営戦略部	総務課	6,965,065
3	社会福祉施設等緊急支援事業	未来創生文化部 こども未来局	こどもまんなか政策課	9,670,000
4	児童等利用施設電気料金高騰対策事業	未来創生文化部 こども未来局	こどもまんなか政策課	3,460,000
5	医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	保健福祉部	国保・地域共生課	600,000
6	医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	保健福祉部	医療政策課	249,210,911
7	医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	保健福祉部	健康づくり課	2,080,000
8	医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	保健福祉部	障がい福祉課	15,400,000
9	徳島県事業継続応援金	商工労働観光部	商工政策課	1,725,193,113
10	小規模事業者ゼロエミッション加速事業	商工労働観光部	商工政策課	128,276,486
11	「とくしまグルメ」プレミアムクーポン事業	商工労働観光部	商工政策課	912,286,122
12	徳島を元気に！「頑張る地域」消費活性化事業	商工労働観光部	商工政策課	57,938,468
13	頑張る輸出事業者・伴走支援モデル事業	商工労働観光部	商工政策課	29,911,000
14	徳島県物価高騰対策応援金	商工労働観光部	商工政策課	2,185,519,034
15	伴走支援型経営改善推進費補助金	商工労働観光部	企業支援課	133,882,618
16	伴走支援・借換による経営力強化推進費補助金	商工労働観光部	企業支援課	69,663,282
17	物価高騰対策金融円滑化推進費補助金	商工労働観光部	企業支援課	203,662,854
18	新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業	商工労働観光部	企業支援課	2,583,401,739
19	徳島県賃上げ応援金	商工労働観光部	労働雇用戦略課	1,088,000
20	全国旅行支援（みんなで！徳島旅行割）事業	商工労働観光部	観光政策課	3,230,000,000
21	サステナブル観光・外国人誘客推進事業	商工労働観光部	観光政策課	20,455,393
22	周遊促進！徳島観光すいすい事業	商工労働観光部	観光政策課	24,900,000
23	ニューノーマルイベント活性化事業	商工労働観光部	観光政策課	2,805,000
24	地域観光事業支援「とくしま応援事業」	商工労働観光部	観光政策課	930,434,460
25	新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業	農林水産部	農林水産政策課	6,414,550
26	生産現場における国際規格認証取得支援事業	農林水産部	みどり戦略推進課	3,000,000
27	県産米粉生産・利用拡大支援事業	農林水産部	みどり戦略推進課	663,692
28	肥料価格高騰緊急対策事業	農林水産部	みどり戦略推進課	50,000,000
29	首都圏で展開！「旬の県産食材」体感・販売拡大事業	農林水産部	もうかるブランド推進課	10,000,000
30	うまいでないで！「阿波ふうど」魅力発信事業	農林水産部	もうかるブランド推進課	13,841,256
31	「阿波地美栄」利活用拡大事業	農林水産部	鳥獣対策・ ふるさと創造課	3,135,810
32	令和3年度 スマート林業導入支援事業	農林水産部	スマート林業課	454,000
33	令和4年度 主伐加速化・県産材緊急確保事業	農林水産部	スマート林業課	3,112,500
34	令和4年度乾燥材供給体制整備事業	農林水産部	スマート林業課	2,900,000
35	配合飼料価格高騰緊急対策事業	農林水産部	畜産振興課	65,352,342
36	畜産経営改善GX推進事業	農林水産部	畜産振興課	172,433,475
37	土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業	農林水産部	農山漁村振興課	25,309,000
38	農業水利施設省エネルギー化推進事業	農林水産部	東部農林水産局徳島庁舎	3,405,000
39	徳島県トラック運送事業者GXチャレンジ支援事業	県土整備部	運輸政策課	307,082,639
40	乗って応援！公共交通利用促進事業	県土整備部	次世代交通課	45,001,394
41	安心実感！「公共交通利用回復支援事業」	県土整備部	次世代交通課	104,964,286
42	公共交通スマート利用応援事業	県土整備部	次世代交通課	38,272,722
43	公共交通グリーンチャレンジ事業	県土整備部	次世代交通課	683,169,325
44	今こそ飛好機！再興事業	県土整備部	次世代交通課	15,992,000
45	公共交通利用促進事業	県土整備部	次世代交通課	232,183,950

第3 監査の結果及び意見の概要

1 1者随意契約について

本年度の監査対象事業の中には1者随意契約によるものが散見され、その理由として事業実施の緊急性を挙げたものも多数あったが、多くの随意契約について合規性に関する意見・指摘を加えた。

本年度の監査対象事業は、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された事業であり、平時から継続的に実施されている事業と比較すれば各担当課において可能な限り迅速な対応が求められた側面は否定しない。しかしながら、随意契約が例外的な契約方法とされているのは、競争原理が働かないことによる弊害を排除し、契約金額の適正（経済性）や契約先選定における公平性を確保するためであり、かかる経済性や公平性の要請は事業実施の迅速性の要請に劣るものではない。

むしろ、監査対象事業の中には、初めから1者との随意契約を念頭に置き、緊急性を殊更強調することで適切な契約先選定方法を用いず、その者との随意契約を実現させたと思えないものもあった。かかる対応は、県の緊急事態に乗じて利益を得ようとする者を利する結果となるおそれのあるものであり、平時にも増して強く非難されるべきものである。

県においては、随意契約が例外的な契約方法とされている理由を改めて強く意識され、今後の行政運営にあたっていただきたい。

2 補助、支援を目的とした事業の在り方について

本年度の監査対象事業は景気悪化や物価高騰対策として実施された事業であるが、県内の多くの業種、多数の事業者に対しあまねく実施されている印象を受けた。確かに、新型コロナウイルス感染症等による景気悪化や物価高騰による影響は広範囲に及んだであろうから、偏った支援となることは公平に反する。しかしながら、監査対象事業の中には、事業実施の必要性に疑義を感じるものもあった。そもそも、広範囲の業種、事業者に対し支援事業を展開したとしても、支援のメニューや規模は異なるため公平にはなりえない。支援対象を広くしようとするあまり限られた予算を薄く広く費消することで、本当に支援を必要とする事業者に対し十分な支援がなされないとなれば、かえって公平性を欠くことにもなりかねない。

また、監査対象事業となった補助事業のうちには、実質的に経費の100%を補助

する事業が散見されたが、本来、補助制度は補助対象者の自主的な活動を支援するものであるから、100%補助は補助事業の趣旨に反すると思われ、必要性も乏しい。また、他の一部補助の事業との関係で公平性を欠く。

補助事業や支援事業を緊急的に実施するにあたっては、経済性や有効性の視点は当然のこと、そもそもの補助の必要性や優先度といった視点も持って、補助対象事業の絞り込み、補助率や補助額の設定をしていただきたい。

3 需要喚起を目的とする事業の在り方について

本年度の監査対象事業の中には、需要喚起を目的にクーポン券を発行した事業が多数あったが、そのうちには、早期の支援実現や手数料削減を目指して制度を構築した結果、十分なクーポン利用につながらなかった事業、クーポン購入の需要が高いにもかかわらずプレミアム率や販売方法を変更しなかった事業、クーポンの利用店舗や対象の設定が不十分であるがために事業目的に合致した支援とならなかった事業などがあった。また、同じ事業目的によりクーポン券発行が繰り返されたものもあったが、先の事業の結果を踏まえた運用の変更がみられない事業があった。

需要喚起策としてクーポン券を発行すること自体は有効な方法と考えるが、利用者や支援対象者にとって利用しやすい運用、限られた予算の中でより多数の利用者による多数の利用につながるようなプレミアム率や販売方法の設定、事業目的に適った利用対象の限定などを十分に検討する必要がある。国や他の都道府県が実施する同種事業を参考にするケースも多いと思われるが、事業開始にあたっては県独自で十分な検討をすべきであるし、事業が継続している間もより良い事業に改善できるよう不断に検証を続ける必要がある。

県においては、この度の経験を踏まえ、今後新たに同種事業を実施する際には、利便性、経済性、公平性、合目的性といった観点を十分に意識して事業を検討されたい。

4 最後に

新型コロナウイルス感染症などこれまで経験したことのない困難な事態に対し、庁内外からの様々な要請に苦慮しながらも、迅速で効果的な支援となるよう事業を構築し実行された担当課の方々には敬意を表する。

今後も、新たな感染症の蔓延、災害の発生、世界情勢の変化などに起因して経済環境が悪化した際には緊急の経済対策が求められるが、本監査結果が新たな経済対策事業を検討・実施するうえでの参考となれば幸いである。

第4 指摘及び意見の一覧

1 指摘の一覧

指摘1	緊急性が認められないにもかかわらず地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を理由として1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由（第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由）があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。
指摘2	委託契約の主たる部分を再委託している事例がみられた。委託契約においては、県の定める基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはならない。
指摘3	翌年度に新たに判明した事項を取り込んで年度末日付の書類を遡って作成した事例がみられた。新たに判明した事項については、出納整理期間内であったとしても、当該事項の判明日以降の日付の書類において処理すべきであり、当該判明日より前の日付の書類を遡って作成することにより処理してはならない。
指摘4	事業費総額が予算と乖離しないようにするために実態とは異なる事業費精算書が提出され、そのことに県が異議を述べない事例がみられた。事業費精算書については、正しい金額に基づいて作成すべきものであり、予算の都合があるとしても正確ではない事業費精算書を是認することは不適切である。
指摘5	事実とは異なることを主な理由に挙げて1者随意契約を締結している事例がみられた。1者随意契約を行う場合には、1者随意契約を締結する理由の根拠となる事実についても十分に調査・検討を行うべきである。
指摘6	委託期間が変更契約により延長されたにもかかわらず、再委託の承認期間を書面により延長しなかったため、再委託の承認期間が終了しているにもかかわらず再委託を継続している事例がみられた。委託契約の変更により委託期間が延長された場合、再委託の承認期間についても検討し、必要に応じて改めて書面により再委託の同意をとるべきである。

指摘 7	競争入札又は公募型プロポーザル方式による募集を行うことができるにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約をする場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、競争入札又は公募型プロポーザル方式による募集が可能であればこれらによるべきである。
指摘 8	性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由（第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由）があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。
指摘 9	委託先が再委託を行う場合には事前に書面による承諾を要するとの規定がある委託契約において、事業の一部が委託先から第三者に再委託されているものの再委託にあたり書面による承諾を受けていない事例がみられた。委託契約に違反する方法で再委託が行われた場合には、委託先に対して指導その他の適切な対応を行うべきである。
指摘 10	「阿波地美栄」新商品開発支援事業補助金において、自己宛の領収証をもって材料費等の証拠書類と認めて補助金を交付した事例がみられた。当該領収証のみでは補助対象経費を適切に表示しているとみることはできないことから、当該領収証を証拠資料として補助金を交付したことは不適切である。
指摘 11	「阿波地美栄」新商品開発支援事業補助金において、電動ノコギリ、卓上バンドソー及びベルトディスクサンダーを消耗品費として補助対象とした事例がみられた。これらの製品は補助事業の実施において使用しても商品寿命に極めてわずかな影響しか与えないというべきであり、消耗品費として補助対象経費としたことは不適切である。
指摘 12	主伐加速化・県産材緊急確保事業の実績報告において収支精算書の提出がなされていなかった。収支精算書の不提出は、同事業の実施基準に反するものであり、県としては補助事業者に提出を促すべきであった。

指摘 1 3	補助金申請のための過大な書類作成時間に係る給料や「諸経費」と称する内訳不明な経費を補助対象経費と認めて補助金を交付した事例がみられた。補助金交付額を決定するにあたっては、実質的な利益相当額の交付とならないよう、補助金交付の対象となる経費の費目や金額などを十分に精査し、補助金交付額を決定すべきである。
指摘 1 4	事業費精算書を提出することとされている委託契約について、提出されていないにもかかわらず委託業務検査調書を作成している事例がみられた。検査にあたっては契約に基づき適正に処理されているか十分に確認する必要がある。
指摘 1 5	1 者随意契約により締結された余剰金を返納する旨の条項のある委託業務契約において、支援金部分を除く事業経費全体の約 40% をも占める貸室費として、委託先自身が所有する会議室の利用料を一般料金（会員や関連団体以外の者が使用する場合の料金）により算出した額が計上され、それを前提に精算が行われている事例がみられた。委託先自身が所有する会議室の利用料を計上すること、ましてその金額を一般料金で算出することは著しく妥当性を欠く。委託業務に関する完了報告の検査にあたって、特に委託契約において委託料の余剰について返納が約されているような場合には、不当な経費計上がないかなどを十分に検査すべきである。
指摘 1 6	令和 4 年 9 月 1 日付け徳島県指令次交第 5 0 2 5 号で交付を決定された公共交通スマート利用応援事業補助金について、航空関係調整の経費とされる 4 8 1, 9 7 8 円については、現在確認可能な資料に照らし合わせる限り、補助対象として認めることはできないが、これを補助対象経費として補助金が交付された。したがって、再調査等を行った際に特別の事情が新たに判明しない限り、実際に交付した額と航空関係調整の経費を補助対象外として算定した補助金の額との差額である 4 8 1, 9 7 8 円の返納を補助事業者に対して求めるべきである。

指摘 1 7	補助対象経費の全額が補助される補助金において、補助対象経費の全額が補助事業者の関係会社に利益等排除のないままに支払われている事例や補助対象経費の大部分が補助事業者自身と補助事業者の関係会社に利益等排除が行われないままに支払われている事例がみられた。補助事業者自身や関係会社に利益等排除を行わずに支払われた経費が全部あるいは大部分を占めている補助対象経費を全額補助することとなるような交付要綱あるいは運用は不適切である。
指摘 1 8	公共交通スマート利用応援事業補助金のうち航空交通の新サービス提供事業補助金として交付された補助金については、いずれも補助対象とされる事業が「利用の早期回復、需要喚起を図るため、航空関係事業者等が行う航空交通の新たなサービスの提供に繋がる事業」であるとは評価しがたい。「航空交通の新たなサービスの提供に繋がる事業」に補助金を出すのであれば、「新たなサービス」としてどのようなサービスが想定されているかという点やそのサービスに新規性があるかという点について十分に検討すべきである。
指摘 1 9	公共交通グリーンチャレンジ事業補助金（感染防止対策推進補助金）においては、実際の必要経費を超える多額の補助が行われた。補助事業においては、補助金の交付額が補助対象事業に要した経費を超えることは適切ではなく、補助対象事業の実施状況や要した経費などを十分に確認したうえで交付額を決定すべきである。

指摘 2 0	<p>飛好機再興事業補助金のタイアップフライトウェブ事業において、1 旅行商品につき 1 社あたり旅行商品造成支援の補助の上限額は 9 0 0, 0 0 0 円であるにもかかわらず、期間を分割することで複数の旅行商品として取り扱うことにより合計が 9 0 0, 0 0 0 円を超える補助金の交付が行われた事例がみられた。また、担当課は、そのような上限額の定めが交付要綱にあるにもかかわらず、補助対象者等の関係者に対し、期間を分割することにより複数の旅行商品としてそれぞれ別に上限額を判断する取扱いを案内していた。このような補助金の交付やそれを容認する担当課の取扱いは、1 旅行商品につき 1 社あたり旅行商品造成支援の補助の上限額を 9 0 0, 0 0 0 円とする交付要綱の規定を潜脱するものである。</p>
--------	---

2 意見の一覧

意見 1	<p>徳島プレミアム生活衛生クーポン 2 0 2 2 事業においては、プレミアムクーポンの発行という方法が需要の喚起につながったかどうか疑問である。生活衛生関係事業の需要喚起を目的とする施策を行うにあたっては、関係事業への需要が喚起できるのかを十分検討の上、事業内容を構築し実施すべきである。</p>
意見 2	<p>プレミアムクーポンの販売を含む事業の実施にあたっては、需要喚起による事業者支援という事業目的に合致する販売方法となるよう、また、クーポン購入希望者間で不公平な販売方法とならないよう十分に検討の上実施すべきである。</p>
意見 3	<p>プレミアムクーポンの販売を含む事業の実施にあたっては、最も効果的なプレミアム率となるよう十分に検討の上で最適なプレミアム率を設定すべきである。</p>
意見 4	<p>1 者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮した慎重な検討を要する。</p>

意見 5	委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において1者随意契約により委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の適正を確保するための検査も実施すべきである。
意見 6	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保することができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。
意見 7	公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の10%以下の範囲（事業によっては5%以下の範囲）でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。
意見 8	委託契約における経費として間接経費が計上されている場合、その額や割合について当該業務の性質や実態に応じた適切な金額となるよう、委託契約締結段階で提出される見積書の内容などを十分に確認すべきであり、また、完了検査時においても間接経費の適否について十分に検査をすべきである。
意見 9	余剰金を返納する旨の条項がある委託契約に関しては、一般管理費の算出について一定の基準を設けて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその基準に則って算出した一般管理費の額を前提に、委託料の精算を実施すべきである。
意見 10	民間企業は受託によって適正な利益を得る必要があるのであるから、民間企業の受託が想定される委託事業については、余剰金を返納する旨の条項を安易に盛り込むのではなく、委託先が契約上も適正な利益を確保できるようにすべきである。ただし、1者随意契約の場合には、確保される利益額の適正さについて慎重な検討が必要である。
意見 11	徳島県事業継続応援金事業において、応援金の給付対象の判定にあたっては、単月の売上の比較により給付の有無を判定するのではなく、直近事業年度の売上で判定するようにすべきであった。

意見 1 2	公募型プロポーザル方式における委託候補者選定委員会の選定委員に外部の委員を入れる場合には、審査の実効性を高めるためにも原則として出向中の県職員や県の元職員以外の者に委員を委嘱すべきである。
意見 1 3	公募型プロポーザル方式による募集を行う場合における募集要項には、誤解の余地が生じないような記載を行うべきであるとともに、事業内容や契約規模の全体像を示して募集を行うべきである。
意見 1 4	性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約を締結する場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、委託業務の内容に応じて競争入札や公募型プロポーザル方式による募集を実施するなど適切な委託先選定方法を採用すべきである。
意見 1 5	カーボンニュートラルに関する補助施策については、既存設備の廃棄等についても考慮した上、カーボンニュートラルに資するより経済的・効率的な方法を検討して内容を決定すべきである。
意見 1 6	「とくしまグルメ」プレミアム食事券事業について、「店舗指定型」は換金手数料の削減が図れる等のプラス面もあったものの、結果論ではあるがマイナス面も少なからずあった。今回のマイナス面を踏まえ次回同種事業を実施される場合にはより良い方法を検討していただきたい。
意見 1 7	1者随意契約を締結する場合には、1者随意契約とした理由について詳細な資料を残しておくべきである。
意見 1 8	補助金の審査要綱等の採点基準は審査結果を左右しかねないものであるから、疑義なく解釈・運用できるように十分に留意すべきである。
意見 1 9	補助金等の審査においては、審査員に審査の趣旨や審査結果の影響を説明するなどして、適正な採点結果を得るための十分な努力を行うべきである。
意見 2 0	補助金等の審査において審査員を民間に委嘱する場合、民間の審査員のかける手間や割く時間をも考慮して、審査員の報酬の有無及び額の決定を行うべきである。
意見 2 1	補助事業を実施するにあたっては、対象となる事業者や対象事業に応じて、補助金額や補助率を適切に設定すべきであり、安易に100%の補助を実施すべきではない。

意見 2 2	補助事業とするか委託事業とするかは、事業の目的や実態に即して選択すべきである。
意見 2 3	県内事業者などに対する支援を目的とする事業においては、より多くの者が支援の対象となるように参加資格を設定すべきである。
意見 2 4	徳島県物価高騰対策応援金において、応援金の給付の判定にあたっては、単月の状況により給付の有無を判定するのではなく、直近事業年度の状況で判定するようにすべきであった。
意見 2 5	徳島県物価高騰対策応援金において、応援金の給付対象の判断基準として売上高から仕入原価等を差し引いた「営業利益」を用いたことは、合理性を欠くものであったというべきであり、より合理性のある判断基準を設けるべきであった。
意見 2 6	徳島県物価高騰対策応援金において、応援金の給付対象について、申請が低調であるからといって「売上要件」を設けたことについては、事業目的と整合しない範囲まで給付対象を拡大してしまうものであったというべきである。給付対象を拡大するのであれば、より事業目的に即した要件緩和を行うか、あるいは別事業として実施すべきであった。
意見 2 7	見積合わせを実施することが可能なのであれば、契約締結の事前検討の際に業務遂行可能であることを表明した事業者が1者のみでその他の事業者からは業務遂行困難である旨の回答を事実上得ていたとしても、見積合わせの手続の中で正式に意向を確認すべきであり、見積合わせの手続を省略して1者随意契約を締結すべきではない。
意見 2 8	賃上げに対する県独自の支援については、厚生労働省の助成金の上乗せ支給とする方法を安易に選択するのではなく、より多くの賃上げの需要を経済的・効率的に喚起できるような方法を検討して内容を決定すべきである。
意見 2 9	観光関連事業者の支援を目的とするクーポンの付与にあたっては、事業目的に応じたクーポンとなるよう、対象店舗や購入対象物品を絞り込むべきである。

意見 3 0	公募型プロポーザル方式による場合、共同事業体による参加資格として構成企業に対し代表企業と同等の参加要件を求めることは、より多くの応募者を確保することができるようにすべきという観点から不当である。
意見 3 1	県が委託業務を設定する際に業務の一部につき再委託が必要と認める業務についてその旨をあらかじめ入札（見積）参加業者に対し仕様書等により明らかにしたことを理由として書面による承諾を必要としない取扱いを認めるとしても、そのような取扱いは仕様書に特定の再委託先を明記した場合に限るべきである。
意見 3 2	委託先の選定を公募型プロポーザル方式により実施したものの 1 者しか応募がなかった場合には、競争原理が働かないことから、委託契約締結時における委託料や完了検査時における経費等の相当性の判断にあたっては、より慎重な検討をすべきである。
意見 3 3	余剰金の返納が約されている委託契約においては、完了検査時において支出に関する領収書等の資料を確認するなどして経費の適否を十分に検査すべきであり、また、事後的にも確認できるように検査経過や検査した証拠資料などを記録すべきである。
意見 3 4	1 者随意契約により業務を委託する場合は、最終的な経費の用途を受託者から報告させてその内容を十分に検査すべきである。また、完了時の委託料の精算や返納の条項を付し、事後的にも委託料の適正を確保できる契約条件が望ましい。
意見 3 5	公募型プロポーザル方式による募集において、経済性の項目の採点については、委託金額の多寡に主眼を置いた評価基準とすべきである。
意見 3 6	農林漁業者に対する金融支援事業において、事業規模や資産、経営状態などの実体を考慮することなく、事業主体が個人か法人かということのみをもって貸付限度額に 4 倍もの差を設けることは疑問であり、貸付限度額はより実態に即して設定すべきである。

意見 3 7	生産現場における国際規格認証取得支援事業について、食品業界のフードチェーン管理に対応できる農業者等の育成、アフターコロナを見据えた経営基盤の強化と持続性の高い生産の実現という目的のためには、令和4年度の時点においては、国際水準GAP認証取得支援への定額補助という方法は経済性・効率性の観点で疑問がある。したがって、かかる目的で事業者に補助を行うのであれば、より経済的・効率的な方法を検討すべきである。
意見 3 8	県事業に関連する国の事業が開始された場合には、従前の県事業を継続するか否かも含めて、限られた県費の中で、より経済的・効果的な事業となるよう十分検討すべきである。
意見 3 9	1者随意契約の場合、競争原理が働かないため、委託料を決定するにあたり見積りを徴収する際は、委託料の予定価格を相手方に開示することは適当ではない。 また、仮に予定価格を開示して見積りを受けた場合、見積内容が適切なものであるかを十分に検討する必要がある。
意見 4 0	1者随意契約であり、予定価格を開示して見積りを受けた場合、委託料の決定段階では過大な金額となっているおそれがあることから、委託契約の完了報告時には、経費の内訳に関し領収証等の支出資料を確認するなどして、より慎重な検査を実施すべきである。
意見 4 1	余剰金を返納する旨の条項がある委託契約において委託対象経費の中に委託先の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除については、原則的なルールを定めて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその利益等排除のルールに則って委託料の精算を実施すべきである。
意見 4 2	「阿波地美栄」を活用した新たな加工品の開発等への支援は、「阿波地美栄」の利活用や販路拡大を目的としていることに照らし、補助金の補助率を下げることでより多くの事業者に対し補助を実施したり、委託事業として事業の結果得られた知見を他の事業者に公表したりすることを含め、より経済的・効率的な方法を検討すべきである。

意見 4 3	補助金に関して、補助対象経費の中に補助対象者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除について原則的なルールを定め、補助対象者にもそのことを明らかにした上で、原則としてその利益等排除のルールに則って補助金を交付すべきである。
意見 4 4	配合飼料価格高騰緊急対策事業については、配合飼料の価格高騰への対策事業であるにもかかわらず、実際の価格上昇額を超える支援をすることに合理性はない。仮に、価格高騰対策にとどまらない事業者への支援なども事業目的に包含するのであれば、事業目的に合致した事業名称や事業内容とすべきである。
意見 4 5	事業の名称は、県民に誤認させるおそれがないようにするためにも、その事業の性格を分かりやすく伝え、具体的な事業内容と符合するように設定すべきである。
意見 4 6	支援金の申請に関する提出書類は支給要件を不足なく確認できる内容にすべきである。
意見 4 7	支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、一般管理費も含め、経費の妥当性を十分に検証すべきである。
意見 4 8	プレミアムクーポンの発行を行う事業について、状況の変化によりクーポンの利用期間を延長するにしても、需要喚起との事業目的に適うよう延長は必要最低限の期間にとどめるべきである。
意見 4 9	公募型プロポーザル方式による場合には、不必要に参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。
意見 5 0	同種の事業の実施を追加で委託する場合には、安易に原契約の相手方との 1 者随意契約により契約変更や新契約の締結を行うのではなく、プロポーザル方式による選考などのより競争の働く方法により委託先を選定することができないか、十分に検討すべきである。

意見 5 1	助成金等の支給に関する委託業務について、委託先が助成等の対象事業者の関連団体である場合、事業者と団体との距離感ゆえに審査が甘くなることなどを防止するため、委託業務の完了報告に係る検査はより慎重になされるべきである。また、検査の実施状況や結果を事後的に確認することができるように、検査結果のみならず経過や方法などについても記録を残すべきである。
意見 5 2	1 者随意契約による必要のない合理的に分割可能な業務については、適切に分割したうえで発注を行い、それぞれの業務ごとに競争入札等により価格競争を行わせるべきである
意見 5 3	事業内容や事業の実態は、事業目的に即したものとすべきである。
意見 5 4	補助事業において、商品ごとあるいはサービスごとに最低提供数条件を付したり補助額の上限を画したりするような場合には、商品あるいはサービスの同一性につき疑義なく判断できるように交付要綱その他のルールを策定すべきである。